

消 地 協 第 63 号
令 和 2 年 3 月 27 日

岩手県知事 殿
宮城県知事 殿
福島県知事 殿
茨城県知事 殿

消費者庁長官
(公印省略)

被災 3 県における「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」等の取扱いについて（通知）

一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係る、地方消費者行政強化交付金及び地方消費者行政活性化交付金による造成部分を活用して行われる事業については、「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」（令和 2 年 3 月 27 日最終改正。以下「実施要領」という。）及び平成 21 年 2 月 3 日付け府国生第 54 号内閣府国民生活局長通知の別紙「地方消費者行政活性化基金管理運営要領」（令和 2 年 3 月 27 日最終改正。以下「運営要領」という。）について、別紙のとおり取り扱うこととしましたので通知いたします。

また、本通知は令和 2 年 4 月 1 日から適用することとし、「被災 4 県における「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」等の取扱いについて（通知）」（平成 31 年 3 月 28 日付け消教地第 153 号）については、令和 2 年 3 月 31 日をもって廃止することといたします。

貴県におかれましては、本通知の内容を貴管内市町村等に周知していただくとともに、岩手県、宮城県及び福島県におかれましては、必要に応じて貴県の関係規程を整備の上、震災の復旧・復興のために交付金等を有効に活用していただければ幸いです。

なお、本通知に関する問合せは、消費者庁地方協力課までお願いいたします。

被災３県における「地方消費者行政強化事業及び
推進事業実施要領」等の取扱いについて

一般会計に係る、地方消費者行政強化交付金（以下「交付金」という。）及び地方消費者行政活性化交付金による造成部分（以下「交付金相当分」という。）並びに東日本大震災復興特別会計に係る、地方消費者行政推進交付金（以下「復興交付金」という。）を活用して行われる事業の実施については、実施要領及び運営要領を、以下のとおり取り扱うものとする。

- （１）復興交付金を活用して行う事業について（実施要領第４（１）①及び（２）①関連、運営要領第４（１）①及び（２）①関連）

復興交付金は、地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱（令和２年３月２７日付け消地協第６４号）第２の目的に沿った事業（以下「復興関連事業」という。）に使用しなければならない。

- （２）事業計画の策定について（実施要領第２（１）③関連、運営要領第２（４）③関連）

県及び市町村等は、復興交付金を活用して行われる復興関連事業に係る事業計画を別に定める様式により毎年度策定し、消費者庁長官に提出するものとする。

- （３）交付金及び交付金相当分の支出限度額について（実施要領第２（１）⑤関連、運営要領第２（４）⑤関連）

実施要領第２（１）⑤イ及び運営要領第２（４）⑤中、「２分の１相当を上回らない額」とあるのは、岩手県、宮城県及び福島県については、「３分の２相当を上回らない額」と読み替えて適用する。

- （４）交付金等の処分の制限について（実施要領第２（３）①関連、運営要領第２（７）及び（８）②関連）

復興交付金は、復興関連事業を実施する場合を除き、これを支出してはならないものとする。

復興関連事業終了後に復興交付金の残余额を国庫に返還する場合には、基金復興相当分の残余额については、東日本大震災復興特別会計への返納分として取り扱うものとする。

(5) 交付金等事業実施状況報告について（実施要領第2（4）関連、運営要領第2（9）関連）

県は、復興交付金を活用して行われる復興関連事業の終了後3か月以内に、当該事業に係る交付金事業実施状況報告を別に定める様式により毎年度策定し、消費者庁長官に提出しなければならない。

(6) 事業の実施により取得した財産の処分について（実施要領第4（1）⑨及び（2）⑩関連、運営要領第2（5）、第4（1）⑨及び（2）⑩関連）

復興交付金を活用して行われる復興関連事業の実施により取得した財産を、処分することにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部につき国庫への返還を要する場合には、東日本大震災復興特別会計への返納分として取り扱うものとする。

(7) 実施要領及び運営要領別添1中、1. から6. までの読替えについて（実施要領別添1関連、運営要領別添1関連）

1. から6. 中、「平成29年度末までに」を「令和2年度末までに」に読み替えて適用する。

1.（2）①中「消費生活センターを追加的に設置し、相談事業を実施しようとする市町村等」とあるのは「消費生活センターを追加的に設置し、相談事業を実施しようとする地方公共団体」と、「消費生活センターの一層の機能強化を図ろうとする市町村等」とあるのは「消費生活センターの一層の機能強化を図ろうとする地方公共団体」と読み替えて適用する。

1.（2）②中「消費生活センターを設置する市町村等」とあるのは、「都道府県及び消費生活センターを設置する市町村等」と読み替えて適用する。

1.（2）③中「苦情処理委員会を設置する市町村等」とあるのは、「都道府県及び苦情処理委員会を設置する市町村等」と読み替えて適用する。

2.（2）①実務的研修の実施中「管内の市町村等を支援するために」とあるのは、「管内において」と読み替えて適用する。

3.（2）①研修開催（都道府県）及び③研修参加支援（都道府県）中「管内の市町村等の取組を支援するために、管内の」とあるのは、「管内の」と読み替えて適用する。

4.（1）事業内容中「平成24年度末」とあるのは、「令和2年度末」と読み替えて適用する。

(8) 活用期間について（実施要領別添2関連、運営要領別添2関連）

平成 30 年度から令和 2 年度の間で新規に立ち上げた事業の実施期間については、実施要領別添 2 及び運営要領別添 2 に規定する活用期間内であっても、最長で令和 9 年度までとする。